

射水市監査委員告示第 17 号

財政援助団体等監査（指定管理者監査）結果の公表について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第7項の規定に基づき、令和3年12月に実施した財政援助団体等監査（株式会社ホクタテ）の結果を同条第9項の規定により、別紙のとおり公表する。

令和3年12月13日

射水市監査委員 村上 欽 哉

射水市監査委員 折橋 清 弘

射水市監査委員 吉野 省 三

財政援助団体等監査結果報告書

1 監査の対象 [所管課]

公の施設の指定管理者監査

株式会社 ホクタテ

[建築住宅課]

2 監査の実施日

令和3年12月6日(月)

3 監査の期間

令和3年11月22日から令和3年12月6日まで

4 監査の範囲(令和2年度)

令和2年4月1日から令和3年3月末日までに執行された事務事業のうち、指定管理料に係る出納その他の事務

5 監査の方法

監査対象となる財政援助団体等の事務事業について、財務に関する事務の執行が適正かつ効率的に行われているか、また、協定書に基づき施設の管理が適切に行われているかを提出された監査資料を審査し、関係書類の調査と関係職員に説明を求め、監査を実施した。

6 指定管理団体の概要

名 称	株式会社 ホクタテ
代 表 者	代表取締役 滝野 弘二
所 在 地	富山市中野新町一丁目2番10号

7 指定管理施設の概要

基本協定締結日	令和2年1月31日
指 定 期 間	令和2年4月1日～令和5年3月31日
所 管 課	建築住宅課
管理業務委託料	27,747,000円(令和2年度)

8 監査の結果

監査の結果、当該公の施設の指定管理に係る出納その他の事務処理は、概ね適正に行われていたものと認められるが、次の事項について措置又は検討されたい。

なお、その他改善を指示した軽易な事項については記述を省略した。

○ 意見

- (1) 施設の老朽化に伴う修繕について、突発的な大規模修繕に発展しないよう適切に修繕するとともに、建築住宅課と十分協議のうえ必要な修繕予算の確保を行い、施設の不具合による入居者の不便にならないように努められたい。
- (2) 市営住宅にかかる指定管理事業において、過去3年連続で赤字決算となっているが、建築住宅課に相談のうえ、民間活力による魅力ある事業展開等により収支改善を図られたい。

(建築住宅課)